

小金井都市計画高度利用地区の変更（小金井市決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

小金井市内のその他の既決定の地区	面積	位置
高度利用地区 (武藏小金井駅南口地区) (武藏小金井駅南口第2地区)	約 3.4ha 約 1.6ha	小金井市本町六丁目地内 小金井市本町一丁目及び本町六丁目各地内
合計	約 5.6ha (約 5.0ha)	

「位置及び区域、壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由： 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、小金井市の中心拠点にふさわしい、住宅と商業施設が調和した良好な市街地を形成するため、高度利用地区を変更する。

変更概要

番号	変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
1	小金井市本町五丁目地内	指定なし	高度利用地区 (武藏小金井駅北口駅前東地区)	約 0.6ha	

小金井都市計画図

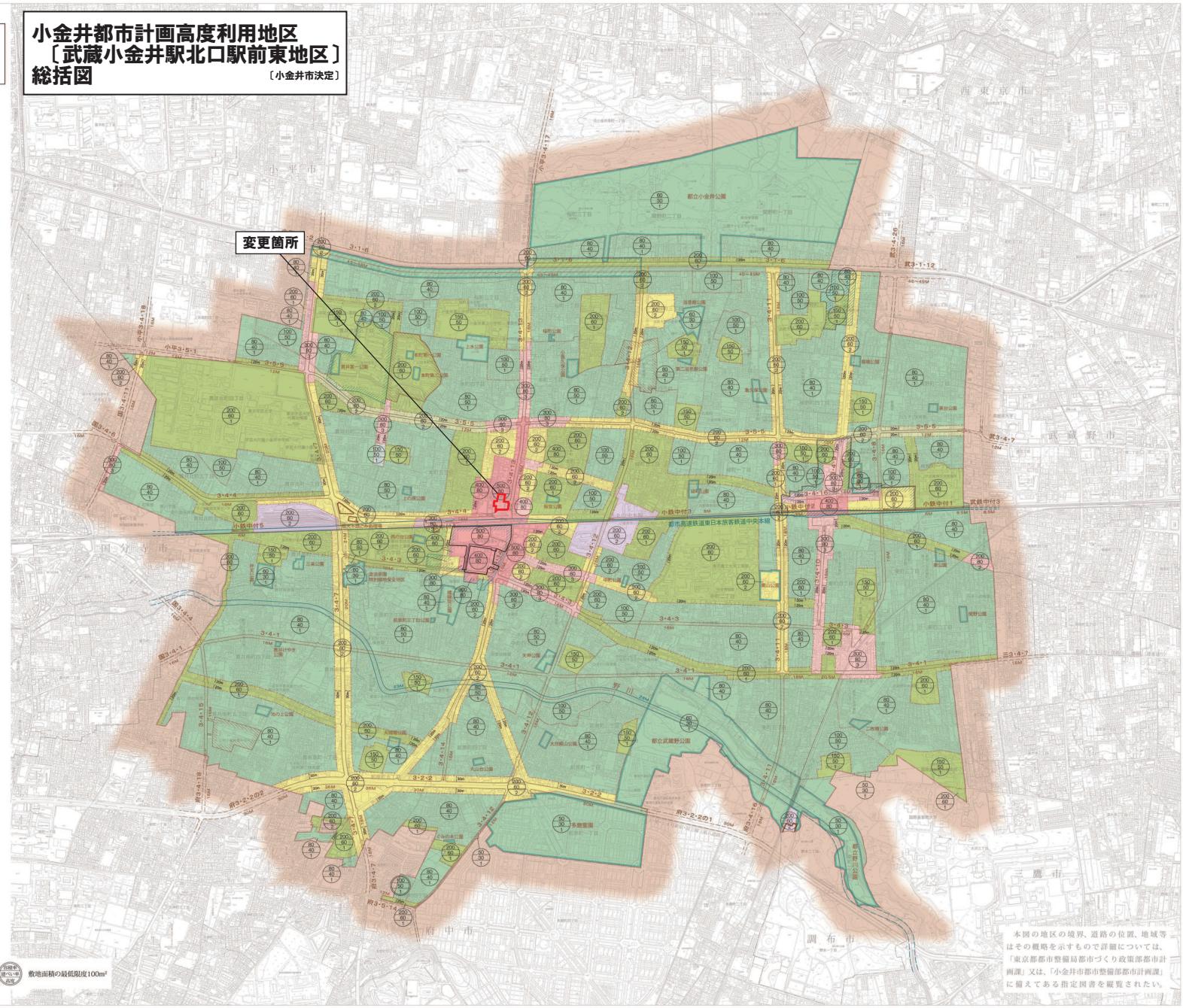
小金井市全域市街化区域

小金井都市計画高度利用地区 〔武藏小金井駅北口駅前東地区〕 総括図

凡 例	
	都 市 計 画 道 路
	都 市 高 速 鉄 道
	都 市 計 画 公 園・基 地
■	都 市 計 画 み 燃 烧 场・処 理 場
	都 市 計 画 河 川
▨	一 回 地 の 住 宅 施 設
▨	特 別 緑 地 保 全 地 区
▨	地 区 計 画 区 域
	高 度 利 用 地 区
	市 街 地 再 開 発 事 業 区 域
	土 地 区 画 整 理 事 業 区 域

(注)ただし、用途地域等の制限と比較し、制限の厳しい部分が適用される
地域地区境界線にして道路・河川・鉄道等によるもの
地域地区境界線に「ア道路・河川・鉄道等によらないもの」

地域区分における日影規制									
表示	用途	地域	各地区の 区分と規制 期間		建物物 理の面積	水辺保 護の面積	規制範 囲の面積	規制される日影時 間と規制範 囲の面積	
			区分	規制期間				規制時間	規制範囲
住 居 用 地	第一種 低層 住居専用地域	(A)	10m	(一) 3 時間 以上	10m	10m	10m	2 時間 以上	1.5m (10m 以内)
	第一種 低層 住居専用地域	(B)	10m	(一) 3 時間 以上	10m	10m	10m	2 時間 以上	1.5m (10m 以内)
	第一種 低層 住居専用地域	(C)	10m	(一) 3 時間 以上	10m	10m	10m	2 時間 以上	1.5m (10m 以内)
	第一種 低層 住居専用地域	(D)	10m	(一) 3 時間 以上	10m	10m	10m	2.5時間 以上	1.5m (10m 以内)
	第一種 低層 住居専用地域	(E)	10m	(一) 3 時間 以上	10m	10m	10m	2.5時間 以上	1.5m (10m 以内)
	第一種 低層 住居専用地域	(F)	10m	(一) 3 時間 以上	10m	10m	10m	2.5時間 以上	1.5m (10m 以内)
用 地	第一種 中層 住居専用地域	(G)	10m	(一) 3 時間 以上	10m	10m	10m	2 時間 以上	4m (10m 以内)
	第一種 中層 住居専用地域	(H)	10m	(一) 3 時間 以上	10m	10m	10m	2 時間 以上	4m (10m 以内)
	第二種 中層 住居専用地域	(I)	10m	(一) 3 時間 以上	10m	10m	10m	2.5時間 以上	4m (10m 以内)
	第二種 中層 住居専用地域	(J)	10m	(一) 3 時間 以上	10m	10m	10m	2.5時間 以上	4m (10m 以内)
工 業 用 地	第一種 住居併用 地域	(K)	10m	(一) 3 時間 以上	10m	10m	10m	2 時間 以上	4m (10m 以内)
	第一種 住居併用 地域	(L)	10m	(一) 3 時間 以上	10m	10m	10m	2 時間 以上	4m (10m 以内)
	近隣商業地域	(M)	20m	(一) 3 時間 以上	20m	20m	20m	2 時間 以上	4m (10m 以内)
	近隣商業地域	(N)	20m	(一) 3 時間 以上	20m	20m	20m	2 時間 以上	4m (10m 以内)
	近隣商業地域	(O)	20m	(一) 3 時間 以上	20m	20m	20m	2 時間 以上	4m (10m 以内)
商 業 地 域	商業地 域	(P)	20m	(一) 3 時間 以上	20m	20m	20m	2 時間 以上	4m (10m 以内)
	商業地 域	(Q)	20m	(一) 3 時間 以上	20m	20m	20m	2 時間 以上	4m (10m 以内)



本図の地区的境界、道路の位置、地域等はその概略を示すもので詳細については、「東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課」又は、「小金井市都市整備部都市計画課」に備えてある指定図書を御覧されたい。

小金井都市計画高度利用地区
武蔵小金井駅北口駅前東地区

計画図 1 (位置及び区域)

[小金井市決定]

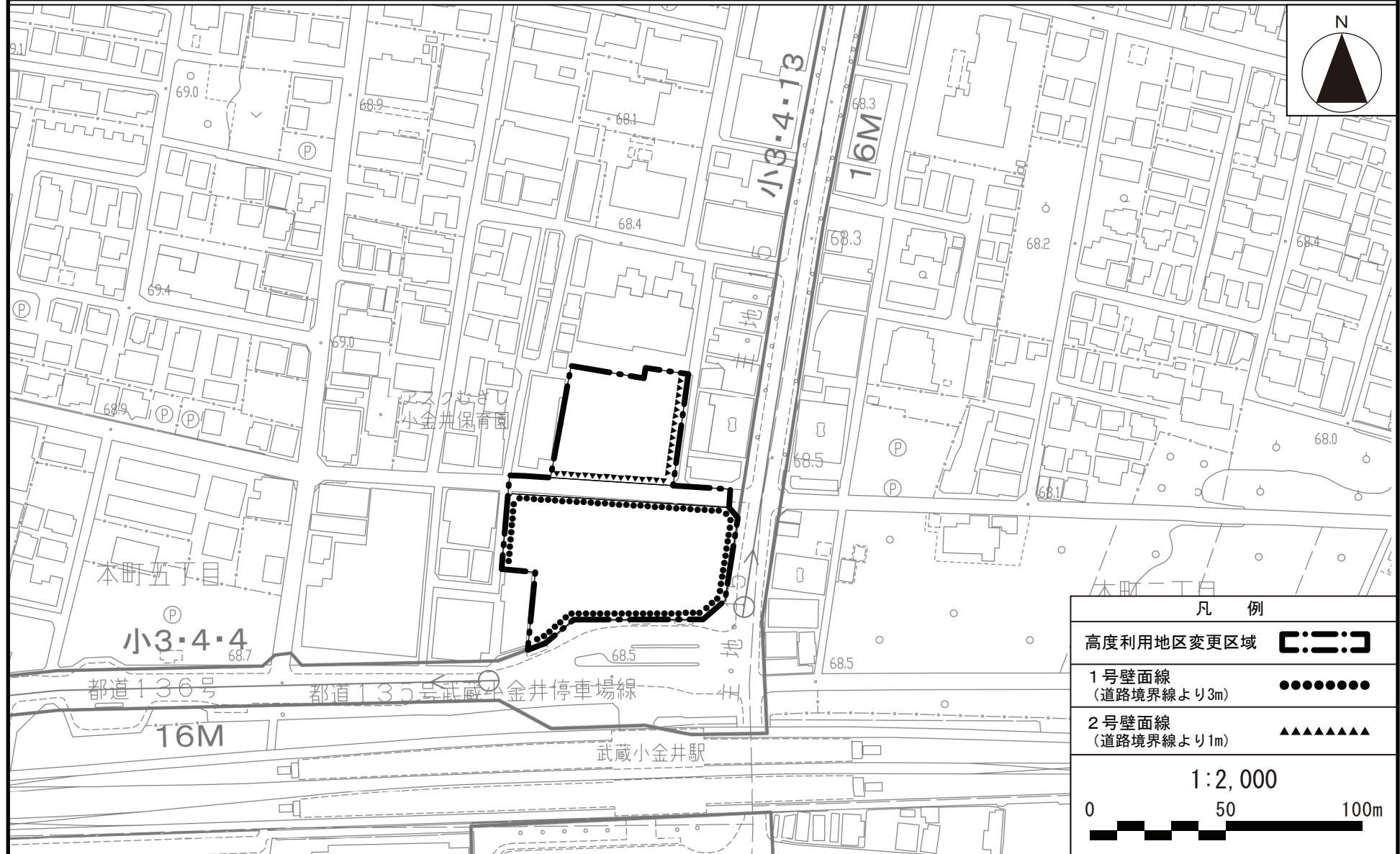


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)6都市基交著第19号、(承認番号)6都市基交測第53号、令和6年6月18日
ただし、都市計画道路の計画線は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1道路網図を使用したものである。(承認番号)6都市基街都第30号、令和6年5月1日

小金井都市計画高度利用地区
武蔵小金井駅北口駅前東地区

計画図 2 (壁面の位置の制限)

[小金井市決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)6都市基交著第19号、(承認番号)6都市基交測第53号、令和6年6月18日
ただし、都市計画道路の計画線は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1道路網図を使用したものである。(承認番号)6都市基街都第30号、令和6年5月1日